

第12回官業民営化等WG追加資料要求への回答

医療監視

- 平成15年度の医療監視員に対する研修の実施状況（受講対象者数、実際の受講人数、監視員の受講頻度等）

平成15年度の医療監視員に対する研修実施状況について

国

各地方厚生局は必要に応じて、管内ブロック毎に年1回程度、管内自治体の新任の医療監視員等を対象とした、医療監視の適正な実施を確保するために必要な専門性を確保するための研修会を実施しており、その実施状況は次のとおり。

| 実施機関 | 名称 | 対象者 | 実施時間 | 受講者数 |
|---------|--------------|-----------------|------|------|
| 東北厚生局 | 管内新任医療監視員研修会 | 自治体、保健所の新任医療監視員 | 7時間 | 85名 |
| 東海北陸厚生局 | 管内新任医療監視員研修会 | 自治体、保健所の新任医療監視員 | 4時間 | 130名 |

その他厚生労働本省では全国医政関係主管課長会議、各地方厚生局では各都道府県担当者を集めた連絡会議などを通じて、適正な立入検査のための助言・指導を行っている。

都道府県

各都道府県においては、年1回程度、保健所の医療監視員等を対象とした研修会を実施している。

なお、厚生労働省としては各都道府県が実施する医療監視員を対象とした研修会の実施状況を把握していないため、聞き取りにより確認したところでは概ね次のとおり実施されている。

| | | |
|------|-----|--------------------|
| 実施機関 | ... | 各都道府県 |
| 名称 | ... | 医療監視員業務研修会 |
| 対象者 | ... | 都道府県内の保健所等の医療監視員 |
| 実施時間 | ... | 2～6時間 |
| 受講者数 | ... | 約20～100名（各保健所2～3名） |
| 実施回数 | ... | 年1回程度 |

- ・ 平均的な規模の病院について、医療監視（立入検査のみならず立入検査前後の関係事務を含む。）に要する人数及び日数（1病院当たりの人・日）

医療法第25条の立入検査に必要な人員及び日数

厚生労働省医政局指導課にて複数の都道府県に照会をかけた結果、立入検査に必要な人員及び日数については、以下の通りであった。

病 院

- ・ 必要な人員：8人程度
- ・ 必要な日数：1.0日/人

（内 訳）

事前準備：2時間程度/人（延べ840分÷8人）

立入検査：4時間程度/人（午後から半日）

事後処理：2時間程度/人（延べ720分÷8人）

診療所

- ・ 必要な人員：4人程度
- ・ 必要な日数：0.5日/人

（内 訳）

事前準備：1時間程度/人（延べ230分÷4人）

立入検査：1～2時間程度/人

事後処理：1時間程度/人（延べ220分÷4人）